

平成25年第1回紀の川市議会臨時会

平成25年4月30日（火曜日） 開 議 午前 9時28分

散 会 午前10時24分

◎議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例の一部を改正する条例）

報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例）

報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例）

報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第7号））

議案第57号 工事請負契約の一部変更について（紀の川市新庁舎建設工事）

日程第4 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（22名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造		

○欠席議員（2名）

3番 原 延 治 24番 西 川 泰 弘

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	田 村 武
市長公室長	林 信 良	企画部長	橋 口 順
総務部長	竹 中 俊 和	市民部長	北 林 佳 高
地域振興部長	吉 田 靖	保健福祉部長	服 部 恒 幸
農林商工部長	歌 英 樹	建設部長	尾 崎 好 民
国体対策局長	畑 野 孝 典	会計管理者	武 田 雅 明
水道部長	上 始	農業委員会事務局長	立 具 秀 敏
教育長	松 下 裕	教育部部長	西 田 好 宏
総務部財政課長	森 本 浩 行		

○議会事務局職員

事務局長	永 田 博 敏	次長兼議事調査課長	藤 井 節 子
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	田 中 啓 吾

(開会 午前 9時28分)

○副議長(村垣正造君) おはようございます。

議員各位には、平成25年第1回紀の川市議会臨時会に出席いただき、厚く御礼申し上げます。

まず、報告ですが、3番 原 延治君、24番 西川泰弘君から、所用のため、本日の会議を欠席させていただきたいとの届け出がありました。

ただいま申し上げたとおり、議長が欠席されましたので、地方自治法第160条第1項の規定により、本日、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。

失礼しました。地方自治法第106条第1項の規定により、本日、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。

本臨時会には、工事請負契約の一部変更議案等の案件が上程されております。議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回紀の川市議会臨時会を開会いたします。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長(村垣正造君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番 石井 仁君、15番 森田幾久君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○副議長(村垣正造君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る4月22日に議会運営委員会を開催していただき、本臨時会の会期等、議会運営について、御協議をいただいております。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、お手元に配付している予定表のとおり、本日1日としたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

○副議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

日程第3 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例の一部を改正する条例） から

議案第57号 工事請負契約の一部変更について（紀の川市新庁舎建設工事）まで

○副議長（村垣正造君） 次に、日程第3、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例の一部を改正する条例）から議案第57号 工事請負契約の一部変更について（紀の川市新庁舎建設工事）についてまでの6件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

本日、平成25年第1回紀の川市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用にもかかわらず、御参集いただき厚くお礼申し上げます。

平成25年度がスタートして間もない時期であり、これから本格的に、事業実施していくところでございます。議員各位におかれましては、今後とも、御指導・御協力を、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今臨時会に提案いたしました諸議案について、概要説明を申し上げます。

議案は、専決処分に係る報告議案5議案、工事請負契約の一部変更議案1議案、計6議案であります。

その概要を申し上げます。

報告第2号から報告第5号の専決処分の承認を求めることについては、報告第2号 紀の川市税条例の一部を改正する条例、報告第3号 紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例、報告第4号 紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、報告第5号 紀の川市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例は、いずれも、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等の公布及び施行に伴い、それぞれの条例に所要の改正を行ったものであります。

報告第6号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第7号）については、事業費等の確定により、既定の予算額から1,000円を減額補正したものであります。

以上、報告第2号から報告第6号までの専決議案5件については、それぞれ緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。

議案第57号 工事請負契約の一部変更については、平成22年第3回紀の川市議会定例会で議決を経ました工事請負契約において、追加工事により契約金額を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げますが、引き続き担当部長から詳細説明をいたしま

すので、御審議の上、御承認、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（村垣正造君） 続いて、補足説明を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 改めまして、おはようございます。

議案書1ページをお開き願います。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、御承認を求めます。

提案理由は、地方自治法第179条第3項の規定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2ページは、専決処分書です。地方自治法の規定により、紀の川市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をしています。

専決日は、平成25年3月31日です。

専決理由は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行に伴い、紀の川市税条例の一部を改正する必要が生じ、緊急を要したためでございます。

3ページから順を追って説明をさせていただきます。

まず、改正本文2行目の第4条については、国税において、全ての処分で原則として、理由付記を行うことを受けまして、地方税法に関する法律に基づき行う不利益処分等についても、理由を提示するというもので、平成25年度から適用いたします。

4行目の第34条の7、第2項中に、法附則第5条の6第2項の規定により、読みかえて適用される場合を含むを追加しています。これは、市に対する寄附金の個人市民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額算定の際に、復興特別所得税率2.1%を乗じて得た率を加算するというものであります。

6行目の第54条第5項と、11行目の第131条第4項については、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業により取得する土地に係る特例措置や非課税措置を平成25年度以降廃止するというものであります。

中段の14行目の附則第3条の2については、国税の延滞金及び還付加算金の割合等の見直しに合わせ、地方税も延滞金等の割合を見直すもので、平成26年1月1日から適用されます。

具体的には、現行の貸し出し約定平均金利が約1%ですので、納期限1カ月徒過後の延滞金の利率については、14.6%が9.3%に引き下がり、還付加算金については4.0%が2.0%に引き下がることとなります。

それから、下から5行目の附則第3条の2に第2項を追加する内容については、法人市民税について納期限の延長があった場合の、延滞金の割合を見直すもので、平成26年1月1日から適用されます。

下から2行目、附則第4条第1項は、延滞金の割合の見直しに伴い、徴収の猶予等の適用を受けた場合の延滞金について、割合が特例基準割合であるとした場合に、延滞金の額を超える部分の金額を免除するという内容で、平成26年1月1日から適用されます。

1枚めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

4行目の附則第4条の2については、公益法人等に対し、財産を寄附した場合に、譲渡所得が非課税となる規定のうち、所得割が課せられる法人を追加するもので、平成26年1月1日から適用されます。

5行目の附則第7条の3の2については、消費税率引き上げに伴う影響を平準化する目的から、住宅ローン控除の適用期限を居住年が平成29年であるものまでと4年間延長し、控除限度額を最高8万1,900円に拡充するもので、平成27年1月1日から適用されます。

8行目の附則第7条の4中に、法附則第5条の6第2項の規定により、読みかえて適用される場合を含むを追加する内容については、寄附金税額控除の特例控除額の算定で、長期譲渡所得等の税率が軽減される特例を適用しないときにも、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額算定の際に、復興特別所得税率2.1%を乗じて得た率を加算をするという内容でございます。

10行目の附則第17条の2第3項については、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税特例対象に認定事業用地となる区域を追加するもので、平成26年1月1日から適用いたします。

12行目の附則第22条の2第1項には、東日本大震災に係る居住用財産の譲渡期限の延長の規定を読みやすいように、読みかえ部分を表にするとともに、いずれの条項が読みかえられているのかがわかりやすいように、規定の整備を行っております。

次のページをお願いいたします。

表の下の4行目の附則第22条の2第2項を追加する内容については、東日本大震災で居住用家屋が滅失等して、住めなくなった者の相続人がその家屋の敷地を譲渡した場合、相続人がその家屋を被相続人が取得していた日から所有していたとみなして、長期譲渡所得の課税の特例等を受けられるということにするものであり、平成26年1月1日からの適用となっております。

それから、下から10行目、附則第23条第1項は、消費税率引き上げに伴う影響を平準化する目的から、東日本大震災に係る住宅ローン控除の特例、重複適用等についても延長拡充するもので、平成27年1月1日からの適用となります。

次のページは、今回の改正附則であります。

第1条から第4条にかけては、それぞれの施行日及び経過措置を定めております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

報告第3号 専決処分承認を求めることについて。報告第2号と同じく、御承認を求めるものでございます。

提案理由につきましても、同じ理由でございます。

8ページをお願いいたします。

専決処分書です。紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をしております。

専決日は、平成25年3月31日です。

専決理由は、報告第2号と同じ理由でございます。

次のページをお願いいたします。

今回の改正については、地方税法等の一部改正に伴い、項ずれの改正を行うものでございます。

附則については、第1項は施行期日の規定、第2項は経過措置でございます。

以上のとおり、御報告し、御承認を求めます。

報告第2号及び報告第3号の資料として、20ページから31ページに、新旧対照表を添付しておりますので、御高覧ください。

以上でございます。

○副議長（村垣正造君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて、御説明させていただきます。

議案書、10ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

11ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

専決日につきましては、平成25年3月31日でございます。

専決の理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布及び施行に伴い、紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、緊急を要し、専決処分したものでございます。

内容といたしましては、特定世帯、いわゆる国民健康保険から後期高齢者医療へ移行したことにより、被保険者の資格を喪失した者、特定同一世帯所属者と申しますが、この者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯と、この世帯に対して移行後5年に限るとしていた世帯別平等割額を2分の1とする軽減措置に加え、特定継続世帯、特定同一世帯所得者と同一の世帯に属する国民健康被保険者の属する世帯で、移行後6年目から8年目までの間に限り、世帯別平等割額を4分の1軽減するとして、3年間延長するものでございます。

また、国民健康保険税の均等割額及び世帯別平等割額の7割、5割、2割の軽減の対象

を判定する基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者へ移行した者、特定同一世帯所得者をその算定上含むこととする措置について、移行後5年までの間に限るとしていた要件を撤廃し、恒久的な措置とするものでございます。

おめくりいただきまして、12ページをお願いいたします。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

3行目、第5条の2につきましては、先ほど申したとおり、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の世帯区分に係る額の規定でございます。

改正本文でございますが、3行目から第1号の改正規定でございます。国民健康保険の被保険者資格を喪失した者、特定同一世帯所属者の規定について、喪失した日の属する月以後5年に限るとしていた要件を撤廃し、恒久的な措置に改正するとともに、特定世帯を喪失した日の属する月を特定月とし、特定月以後5年を経過するまでの間にある者に改めまして、新たに特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までにある世帯を特定継続世帯として、世帯別平等割額を6年目から8年目までの3年度分、4分の1減額するものであります。

改正後、第5条の2の世帯別平等割額につきましては、第1号として、特定世帯以外の世帯を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯と改めまして、新たに第3号として、特定継続世帯1万8,750円を加えるものでございます。

次の11行目の第7条の3につきましては、後期高齢者支援金等課税額の被保険者に係る世帯別平等割額の改正規定で、同様の措置を講ずるものでございます。

第1号につきましては、特定世帯以外の世帯を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に改めまして、新たに第3号として、特定継続世帯2,025円を加えるものでございます。

中段からの第23条の改正規定につきましては、国民健康保険税の被保険者均等割額または世帯別平等割額の減額措置について規定しているものでございます。

今回、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した世帯で、移行から5年を経過する月移行8年を経過する月までの間にある特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する国民健康保険被保険者の属する世帯を特定継続世帯として、6年目から8年目までの3年度分、新たに減額の対象に加えるものでございます。

まず、第23条第1号のイでございます。これにつきましては、国民健康保険税の被保険者に係る世帯別平等割額の7割軽減対象世帯の額について、(ア)として、特定世帯以外の世帯を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に改めまして、新たに(ウ)として、特定継続世帯1万3,125円を加えるものでございます。

次の、第23条第1号エにつきましては、後期高齢者支援金等課税額の被保険者に係る世帯別平等割額の7割軽減対象世帯の額につきまして、先ほどと同じく、(ア)として、特定世帯以外の世帯を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に改めまして、新たに(ウ)として、特定継続世帯1,418円を加えるものでございます。

次の、第23条第2号イにつきましては、これにつきましては、国民健康保険税の被保

除者に係る世帯別平等割額の5割軽減対象世帯の額でございます。

(ア)につきましては、先ほど申したとおり、世帯区分を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に改めまして、新たに(ウ)として、特定継続世帯9,375円を加えまして、次の第23条第2号エにつきましては、後期高齢者支援金等課税額の被保険者に係る世帯別平等割額の5割軽減対象世帯の額につきまして、(ア)につきましては、特定世帯以外の世帯を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に改めまして、新たに(ウ)として、特定継続世帯1,013円を加えるものでございます。

次の、第23条第3号イにつきましては、国民健康保険税の被保険者に係る世帯別平等割額の2割軽減対象世帯の額について、(ア)として、特定継続世帯以外の世帯を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に改めまして、新たに(ウ)として、特定継続世帯3,750円を加えるものでございます。

次の、第23条第3号エにつきましては、後期高齢者支援金等課税額の被保険者に係る世帯別平等割額の2割軽減対象世帯の額につきまして、(ア)として、特定世帯以外の世帯を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に改めまして、新たに(ウ)として特定継続世帯405円を加えるものでございます。

13ページをお願いいたします。

1行目の附則第21項の改正規定につきましては、東日本大震災に係る被災用居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例規定につきまして、法の読みかえ規定等の条項が追加整備されたため、条項の整備を行うものでございます。

附則として、第1項は施行期日を、第2項、第3項は改正後の紀の川市国民健康保険税条例の適用区分を定めるものでございます。

なお、32ページから36ページに資料として、条例の新旧対照表を添付してございますので、後ほどごらんおきいただきたいと思います。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○副議長(村垣正造君) 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長(竹中俊和君)(登壇) 14ページの報告第5号をお願いいたします。

その前に、先ほど、報告第2号の中で、3ページの還付加算金の利率について、4.0%が2.0%に引き下がると御説明をいたしました。4.3%が2.0%に引き下がることとなりますので、おわびをして、説明を訂正させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、14ページをお願いいたします。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、御承認を求めます。

次のページは、専決処分書です。

紀の川市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について、別紙

のとおり専決処分をしております。

専決日は、平成25年3月31日です。

専決理由は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布により、紀の川市税条例の一部が改正され、本条例の一部改正の必要が生じ、緊急を要したためでございます。

16ページの改正本文をお願いいたします。

従来より、諸収入金の延滞金については、市税条例と同率で設定されております。今後におきましても、市税条例と同様の扱いを行いたく、今回の改正に伴いまして、市税条例の規定を準用する旨の条文を追加するものでございます。

続いて、次のページをお願いいたします。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて、平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。

専決日は、平成25年3月29日でございます。

別冊の一般会計補正予算（第7号）の予算書をお開き願いたいと思います。

まず、1ページをお願いいたします。

平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条で1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を338億5,937万1,000円としております。

第2条は、地方債補正に係る規定です。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳入については、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、繰入金、市債の確定による補正でございます。

地方交付税につきましては、普通交付税で2,751万5,000円の増額、特別交付税で9,219万2,000円の増額で、合わせて1億1,970万7,000円の増額、繰入金は財政調整基金からの繰入金1億5,161万4,000円を減額、地方債については、事業費の確定により2,790万円の減額としてございます。

4ページをお願いいたします。

歳出は、歳入の確定により予備費のほうで調整をさせていただいて、1,000円の減額をしております。

続きまして、5ページ、6ページでございますが、それぞれの事業費の確定によりまして、地方債の限度額の変更を行っております。

以下、7ページから15ページまでについては、補正予算第7号に関する説明書でございます。

以上、平成24年度一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。御承認、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書の19ページにお戻り願います。

議案第57号 工事請負契約の一部変更について、提案理由等の御説明をさせていただきます。

平成22年第3回紀の川市議会定例会において議決を経た紀の川市新庁舎建設工事請負契約の一部を下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

変更後の契約の金額は、46億8,109万6,350円でございます。変更前の契約額より1,494万8,850円の増額となっております。

提案理由でございますが、市役所南別館外壁の改修及び駐車場整備等の追加により、契約金額を変更するものでございます。

南別館外壁につきましては、外壁に色むらがあり、また塗装自体も劣化しているため、今回、北側吹き上げ仕上げ部分の改修を行い、また南別館前の駐車場に関しては、現在までの使用で舗装が痛み、駐車ラインも消えかけている状態となっており、舗装のやりかえ及び駐車ラインの施工を考えております。

この工事のほか、本議場の反響音対策工事、東駐車場外構工事の精算に伴う変更を含めてでございます。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

38ページと39ページに附属資料として、南別館北面外壁改修と南別館駐車場改修の図面を添付しておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○副議長（村垣正造君） ほかに補足説明はございませんか。

なければ、提案理由の説明を終わります。

ここで、議案精査のため、しばらく休憩いたします。

なお、再開は、午前10時15分といたします。

（休憩 午前10時01分）

（再開 午前10時15分）

○副議長（村垣正造君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております6件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日、質疑、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（村垣正造君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっている6件については、本日、質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

それでは、ただいま議題となっております6件について、順次、質疑、討論、採決を行

います。

まず、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例の一部を改正する条例）について、質疑、討論、採決を行います。

報告第2号に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○副議長（村垣正造君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、報告第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○副議長（村垣正造君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第2号について、採決を行います。

お諮りします。

報告第2号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（村垣正造君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例）について、質疑、討論、採決を行います。

報告第3号に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○副議長（村垣正造君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

次に、報告第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○副議長（村垣正造君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第3号について、採決を行います。

お諮りします。

報告第3号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（村垣正造君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市国民健康保

除税条例の一部を改正する条例)について、質疑、討論、採決を行います。

報告第4号に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○副議長(村垣正造君) 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

次に、報告第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○副議長(村垣正造君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第4号について、採決を行います。

お諮りします。

報告第4号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(紀の川市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例)について、質疑、討論、採決を行います。

報告第5号に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○副議長(村垣正造君) 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

次に、報告第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○副議長(村垣正造君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第5号について、採決を行います。

お諮りします。

報告第5号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度紀の川市一般会計補正予算(第7号))について、質疑、討論、採決を行います。

報告第6号に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○副議長（村垣正造君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

次に、報告第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○副議長（村垣正造君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第6号について、採決を行います。

お諮りします。

報告第6号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（村垣正造君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、議案第57号 工事請負契約の一部変更について（紀の川市新庁舎建設工事）について、質疑、討論、採決を行います。

議案第57号に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○副議長（村垣正造君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

次に、議案第57号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○副議長（村垣正造君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、議案第57号について、採決を行います。

お諮りします。

議案第57号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（村垣正造君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○副議長（村垣正造君） 続いて、日程第4、閉会中の継続審査及び調査の申し出につい

てを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続したい旨の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、議会運営委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（村垣正造君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、議会運営委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

○副議長（村垣正造君） これで、本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

それでは、市長から閉会に当たって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 臨時議会、招集、また提案させていただきました案件について御承認を賜りましたこと、まず厚くお礼申し上げます。

冒頭の御挨拶で申し上げましたが、もう、間もなく5月ということで、25年度の予算の進行も1カ月たつわけでありますが、今後、皆さん方と十分相談をさせていただきながら、御決定をいただいております予算に基づいて、一生懸命やっていきたいと思っております。

そういうことで、今後とも、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げ、きょうの臨時議会、お集まりいただいたことを改めて御礼申し上げて、御挨拶を終わります。ありがとうございました。

○副議長（村垣正造君） それでは、平成25年第1回紀の川市議会臨時会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力いただき、まことにありがとうございました。

おかげをもちまして、無事終了することができました。

これで本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをおもちまして、平成25年4月30日招集の平成25年第1回紀の川市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

（閉会 午前10時24分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会副議長

同 署名議員

同 署名議員